

CU東京活動者会議開かれる

本部第17回大会までに1900人の組合にする方針提起
労働相談活動での様々な成果の報告も相次ぐ



3月1日、CU東京は「**誰でも、一人でも、どんな仕事でも入れる労働組合—職場の困ったことの相談はCU東京に**」のスローガンで、活動者会議を行いました。

冒頭のあいさつで、佐藤執行委員長は「三多摩の闘いが、全国に障害者の雇用問題を広げた。6月に予定されている第17回大会までに1900人を目指す。」と述べました。

●首都で1900人の組織になる意義

続いて白滝書記長が去年の秋以降の闘いの経緯を述べ、春の拡大月間で、大会に向け1900人の組織を目指す取り組みの目的と意義について、東京地評傘下で中規模の組織となり、地域においても労働運動と市民運動の接点として、その存在を高め、共同の確かな一翼となると述べました。

●10%以上の賃上げ 非正規春闘にも参加

また、25春闘について、物価高を上回る10%以上の賃上げを要求。CU東京として、非正規春闘実行委員会に今年から加わって行動に参加しているとの報告がありました。

●学ぶ

午後は、弁護士の今村幸次郎氏が「**労働相談事例と実践的対応**」について講演。パワハ

ラや残業代未払い問題、配転、休職・復職などについて実際の事例で説明。さらに、解決への道筋として団体交渉や労基署、労働審判、裁判手続きなどみら説明を行いました。

学習した事例はいずれもCU三多摩で身に覚えのある事例で、勉強になりました。



●各支部からの報告

江戸川支部 中途障害の男性からの相談



宅建などでバリバリ仕事をしていたAさんが脳梗塞発症後、高次脳機能障害となり会社を首に。アセットマネジメントに入社したが、決まった仕事はこなせるが、不規則な仕事のミスが多く、試用期間が延長され、職場の目も冷ややかで、異動させてほしいと訴えるも、一か月目に雇止め通知が来た。理由は「職務遂行能力がない」という物だった。

団体交渉を行い、初めは「教育、指導した。落ち度はない。」と言っていた会社も、「合理的配慮がなされていない。」と指摘されると、会社の不足を認め、賃金7.5カ月で金銭的解決となったと報告

以上の他、文京、足立、湊、中野、三多摩(朝日生命事件)が報告をしました。

各支部の報告も含め、大変勉強になりました。本部の大会6月29日までに1900人の組織を目指して頑張ろうとの決意を込めた活動者会議でした

第 11 回大会までに 350 人の

組合を目指す

《報告より》

(1) 25 年春の拡大月間基本方針

1) CU 本部として、春の拡大月間で 1900 人をめざす目的と意義【本部議案より】

- ①全ての支部が 100 人を超すための土台をつくり、さらに安定した 200~300 人以上の支部確立をめざして自主活動の強化をする。
- ②仲間に寄り添い、困難を切り開く組織的財政的基盤をつくる。
- ③参加型で、青年と女性の加入、活躍を意識的に促す。
- ④1900 人規模は、東京地評の中規模クラスの組織数。
- ⑤地域で労働運動と市民運動の接点として、その存在を高め、共同の確かな一翼を担う。

2) 本部としての基本目標と CU 三多摩の目標について

- ①本部は 2 月現勢 1838 人の 7%を基本に、総目標は 129 人。
- ②1 月加入からカウント開始。到達日は 6 月 29 日開催の第 17 回大会時。
(※「三多摩対策では、空白地域対策と支部・分会づくりに力を入れます。」とあります。)
- ③CU 三多摩地本の目標は 8 月の定期大会までに、350 人の組織にする（現在 314 人）。

(2) 情勢

1) 25 春闘、物価高騰上回る 10%以上の大幅賃上げを要求

実質賃金が 3 年連続マイナスを更新している中、物価高を上回る大幅賃上げを目指す春闘が始まっています。

◎1 月 17 日(金)、国民春闘共闘は 2025 年春闘闘争宣言行動、厚生労働省前に 250 人、丸の内デモ・経団連包囲に 350 人結集。

◎1 月 30 日、中野ゼロホールに 650 人が参加して決起集会を開催。

◎2 月 20 日、三多摩春闘決起集会は 350 人。

◎2 月 28 日、国立病院機構の全医労が全国一斉スト。

◎3 月 12 日、回答指定日。

◎3 年目の非正規春闘に CU 東京も参加
春闘実行委員会は、非正規雇用労働者の賃

上げを求め、10%以上のベースアップを求めていく方針を発表。

実行委員会は 27 の労組でつくり、20%や 25%など積極的な賃上げを要求。低賃金を強いられている非正規雇用のエッセンシャルワーカーの賃上げにも注力。

CU 東京も今年から実行委員会に加わり、行動に参加しています。

2) 高額療養費制度改悪、国民の批判で延長

これが発表されたとたん、全国の医療関係者、患者団体などから猛烈な反対の運動が起こり、ついに石破内閣は今年 8 月からの引き上げはしないと表明。一旦成立した来年度予算の修正を余儀なくされました。

3) 都議会自民党も裏金 9 人を刑事告発 6 月 22 日投票の都議選で審判を

労働相談より 1

早出の賃金を支払わせる



S さんは 75 歳、10 年以上 T 社が請け負っている大規模病院小児科で早朝から清掃の仕事をしており、昨年 12 月 29 日をもって退職することを決めました。

S さんは仕事を時間通りに始めるため、早出をしてきました。この早出の時間の賃金支払いについて、以前会社と交渉し、内 30 分は認められたものの、20 分は無報酬のままでした。

今回退職するにあたって、労働組合に相談しようと考え、CU 三多摩に加入している知人に相談。友人のアドバイスを受け、昨年 12 月に相談に来所されました。

S さんはタイムカードを毎月携帯で撮って、1 年 9 カ月分の記録を持っていました。現在賃金債権の時効は 3 年です。そこで、S さんに、タイムカードの写しで未払い分を計算すること、その際、記録のない日は 20 分として、1 年 3 カ月分の推計をまとめるようアドバイスしました。

2025 年 1 月に団体交渉を設定しました。交渉では賃金の不払いは労基法違反であり(120 条 1 号)、30 万円以下の罰金が科せられる犯罪行為であることを訴えました。そして、以前の交渉で、早出をしなければ決められた時刻に仕事が始まれないことを会社側は S さんから聞いて知っ

ており、黙示の指示であること。労基法 108 条には使用者は実労働時間を把握し、把握した時間に従って賃金を支払う義務があるとなっていることを主張。会社側の回答は不十分で、再度話し合った結果、上積みをして解決しました。

今回の事件では本人が早出時間を記録していたことと、過去に早出の事で交渉した経過があることがポイントでした。残業時間の未払いなどは記録を取っておくことが何よりも肝心です。

労働相談より 2

加藤商事(株)(東村山市)

での労災事故

「労災保険の適正手続きを」

労働基準監督署に申し入れ



加藤商事は多摩地区の複数の自治体(東村山市・東大和市・清瀬市・町田市)の委託により、一般廃棄物の収集運搬や民間企業より排出される産業廃棄物の収集運搬などの事業を行っています。

会社は、「70年以上の歴史を持つ当社は、これから先も社会に必要とされる企業であり続けるために、事業を通じて『快適で安心・安全な環境』を創造するとともに、働きやすい環境を提供しております。」と広報しています。

組合員のAさんは、12月3日、派遣先の柳泉園組合内(東久留米市)での作業中、ハシゴから落下し、大腿骨骨折。労働災害の申請をしたいと当労働組合に相談。

CU三多摩地本は「労災の申請に協力をしてほしい」と会社にもうしいれましたが、会社は「顧問弁護士よりAさんとの契約は請負契約なので、事実を曲げて労災保険を適用させて、保険金を請求することは詐欺罪に誰何される可能性がある」と指摘されたので、お断りします」との回答書を送ってきました。

また、「今後、団体交渉に応じるつもりはありません。この点についても、顧問弁護士からは、Aさんと当社の間には、雇用関係がないので不当労働行為に当たらないとの確認を得ております。」と回答してきました。

加藤商事のこれらの回答、対応は、労災保険制

度や労働組合法を無視した、暴論です。

第一に、そもそも、労災保険適用の判断は、会社側ではなく、労働基準監督署が行います。回答書にある、「詐欺罪に誰何される」などは、労災が不支給になった人は犯罪人というに等しいものです。

第二に、労災保険申請の権利も会社側ではなく、本人にあります。

第三に、労災保険の適用の判断は、労働実態で判断するもので、請負契約を締結しているかどうかではありません。

また、会社には団体交渉に応じる義務があり、正当な理由なく団体交渉を拒否することは法律で禁止されています(労働組合法7条2号)。

加藤商事とAさんとの「業務請負契約書」は、「請負代金」の名目で、1年間で360万円、月30万円。1年間の就業日数である、「搬入日」は257日。「就業時間」は、8時15分に会社に出勤し、アルコールチェックを行い、17時15分まで就業する契約です。この事実は、会社の指揮監督下の労働であり、勤務時間に関する定めや、報酬の額、専属性を見ても、労働者性が高いものです。

今回の、加藤商事の対応は、顧問弁護士の確認を理由とした、まさに団体交渉の拒否であり、不当労働行為です。不当労働行為は労働組合と労働者への不利益な扱いをするものです。

現在、当労働組合は、労働基準監督署、行政機関等に告発し、適正な対応を求めています。

労働法制の一部改訂

失業給付制限の変更

4月1日以降に自己都合退職される方に適用される失業保険基本(失業)手当の給付制限が次のように緩和されます。

①給付制限期間を2ヶ月から**1ヶ月**へ短縮されます。ただし、5年間で3回以上の自己都合離職の場合には給付制限期間は3ヶ月となります。

②自己都合退職者が、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限が解除されます。

今後の行事日程のお知らせ

★参加を予定してくださいね！

【三多摩メーデー】

5月1日 午後1時30分開会（予定）
井の頭公園西園

★CUののぼり旗あり、パレード終了後交流会をしましょう。

【憲法集会】

未来は変えられる！

戦争ではなく平和なくらし！

5月3日 11時～、パレードは14時半～
有明防災公園

【CU本部第17回大会】

日時 6月29日（日） 13:00 開会予定
場所 ラパスホール(大塚・労働会館)
参加対象 執行委員及び代議員

【CU三多摩地本第11回大会】

日時 8月3日（日） 午前10時30分～
場所 組合事務所3階ホール
参加対象 執行委員及び組合員

【CU三多摩地本創立10周年の集い】

日時 8月3日（日） 午後1時～
場所 大会開催と同じ会場
参加対象

①これまでCU三多摩を支えてくださった方々をご招待します。

②大会参加の執行委員及び組合員

★定期大会と10周年の集いへの組合員の皆さんの参加を呼びかけます。

CU三多摩地本恒例

お花見交流会

日時 4月6日（日）午前11時～
都立小金井公園西入り口付近
（蒸気機関車展示近く）

アクセス

武蔵小金井駅南口 2番・3番の
バス乗り場から公園西口下車

会費 1,000円

食べ物、飲み物(ソフトドリンク
も)あります。持ち込みOK

組合員でなくても参加は大歓迎。

お友達、ご家族も誘ってネ！



組合員からの投稿

チョットと花散歩 私は野草を観るのが好きです。遠くにも出かけますが、身近な場所に定期的に出かけます。例えば玉川上水です。季節ごとに様々な野草が咲きます。写真は今頃咲くアマナです。図鑑によれば、ユリ科アマナ属で福島から西、九州の日当たりのよい草原に生えるとなっています。小さな花です。柵の中を覗き込んで写真に撮り、フェイスブックに投稿します。今頃(3月下旬)は春蘭が群生しているところに会えると思います。小平のあたり、歩いてみませんか。 福田



メールアドレス登録のお願い 郵便料金の値上がりに伴い、郵送しているニュースをメール配信します。メールでもいいと思われる方は組合のメールアドレスまで、登録をお願いいたします。組合アドレス cu3tama@abeam.ocn.ne.jp です。すでにご登録済みの皆さんありがとうございます。インターネット環境がない方には郵送しますのでご安心ください。